日付

資料番号

プロジェクト 保険契約

IASB 改訂公開草案「保険契約」

項目 - 保険契約専門委員会における検討状況

I. 本資料の目的と今後の予定

- 1. 本資料は、国際会計基準審議会 (IASB) が 2013 年 6 月 20 日に公表した改訂公開草案「保険契約」(以下「改訂 ED」という。)の質問のうち、質問 1 (契約上のサービス・マージンの調整)・質問 3 (保険契約収益及び費用の表示)・質問 4 (純損益における金利費用)について、ご意見をいただくことを目的としている。また、これらに関連する事項として、米国財務会計基準審議会 (FASB) が 2013 年 6 月 27 日に公表した会計基準更新書案「保険契約(トピック 834)」の質問 22 についても、あわせてご意見をお伺いする。
- 2. 本資料においては、ご意見をいただくにあたって、保険契約専門委員会における各論点の検討状況をあわせて報告する。
- 3. 本資料上、IASB が 2010 年 7 月に公表した公開草案「保険契約」を「2010 年 ED」と 称する。また、文中に示す項番号は、特段の断りがない限り改訂 ED の項番号を示す ものとする(「前項」は本資料の項を参照するものとする)。
- 4. 現在、次のスケジュールで検討を進めている。1

	本委員会	保険契約専門委員会
改訂 ED の概要説明	8月9日(済)	7月17日(済)
質問1・質問3・質問4の論点検討	8月28日(済)	8月7日(済)
質問 1・質問 3・質問 4 のコメントの 方向性検討 質問 2・質問 4 【追加論点】・質問 5 の論点検討	9月9日(本日)	9月3日(済)
コメント文案 検討	10月3日	9月13日
コメント文案 検討(最終)	10月17日	10月9日
コメント提出期限	10月25日	

FASB 会計基準更新書案「保険契約」に対するコメントについても、併せて検討する予定(コメント 提出期限は10月25日)。

Ⅱ. 質問1のコメントについて

質問 1――契約上のサービス・マージンの調整

次のようにすれば、財務諸表が企業の財政状態及び財務業績を忠実に表現する目的 適合性のある情報を提供するものとなることに同意するか。

- (a) 将来のカバー及び他の将来のサービスに関連する将来キャッシュ・フローの現在価値の現在の見積りと従前の見積りとの間の差額を、契約上のサービス・マージンに加算又は減算する(契約上のサービス・マージンが負の値とならないことを条件とする)。
- (b) 将来のカバー及び他の将来のサービスに関連しない将来キャッシュ・フローの 現在価値の現在の見積りと従前の見積りとの間の差額を、直ちに純損益に認識 する。

同意又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような提案をするか、その理由は何か。

II-1: 将来キャッシュ・フローの見積りに変更があった場合、契約上のサービス・マージンの調整を行うべきか

(事務局内における検討)

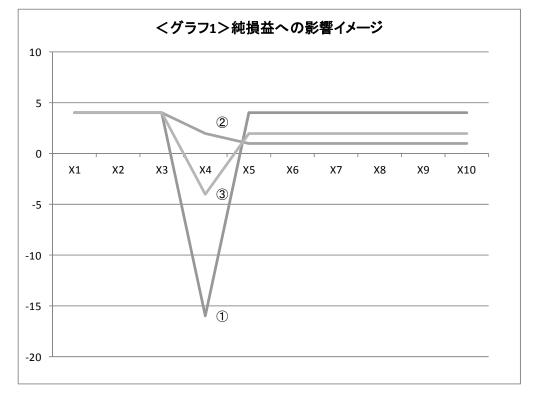
- 5. 当質問のうち、「将来キャッシュ・フローの見積りの変更の際に契約上のサービス・マージンについてどのように会計処理すべきか」について、事務局内において次のような検討を行った。
 - 将来キャッシュ・フローの見積りの変更の際の会計処理に関して、次の3つのアプローチを検討した。

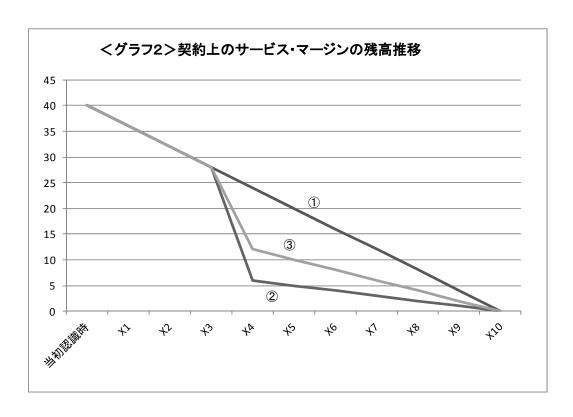
案		支持する論拠		反対する意見	
1	2010年EDの考	• 見積りの変更を直ちに純損益に認	•	初日の利得の認識を禁止する当初	
	え方 (見積りの	識することで、保険契約に関する状		認識時の測定と不整合が生じる。	
	変更を直ちに	況の変化について、透明性及び目的	•	不利な見積りの変更を純損益に直	
	純損益に認識	適合性のある情報が提供される。		ちに認識すると、契約期間全体で	
	する) ²			は利益が生じる契約が、損失を生	
				じる契約に見えてしまう。	
2	改訂 ED の考え	• 将来のカバー又はサービスに関連す	•	将来のカバー又はサービスに関連	
	方 (見積りの変	る将来キャッシュ・フローの見積り		する将来キャッシュ・フローの見	

² FASB ED は①の考え方を採用している。

	案	支持する論拠	反対する意見
	更を契約上の	の変更は、 <u>将来の未稼得利益</u> に影響	積りの変更をもたらす事実を契約
	サービス・マー	するものであり、契約上のサービ	開始時に認識していれば、その影
	ジンで将来に	ス・マージンで調整されるべきもの	響は全期間の契約上のサービス・
	向かって調整)	である。	マージンで調整されるべき。将来
		• 会計上の見積りの変更(減価償却方	に向かってのみ認識する積極的な
		法の変更など)とも整合的である。	理由がない。
3	収益認識の改	• 将来のカバー又はサービスに関連	• 契約期間が長い契約も多く保有し
	訂 ED に類似し	する将来キャッシュ・フローの見積	ており、また、将来キャッシュ・
	た考え方(見積	りの変更は、 <u>契約期間全体の利益</u> に	フローの支払時期の多くが契約の
	りの変更を契	影響するものであり、契約上のサー	後半となる状況において、過去に
	約上のサービ	ビス・マージンで調整した上で、過	計上した損益が未確定な状態が続
	ス・マージンで	去のカバー期間と将来のカバー期	き、損益を修正し続けるのは違和
	過去分も含め	間に按分すべきである。	感がある。
	て調整し、過去	• 収益認識の改訂 ED における取引価	
	分は当期の純	格に係る見積りの変動に関する処	
	損益に認識す	理と整合的である。(収益認識改訂	
	る)	ED 第 54 項、第 78 項)	

≪上記①~③について将来キャッシュ・フローの見積りを変更した場合のイメージ≫例: X4 期において将来キャッシュ・アウトフローの見積りが増加した場合





- 事務局内にて検討の結果、次の理由から、<u>将来キャッシュ・フローの見積りの変</u>更を契約上のサービス・マージンで調整する(アン・ロック)という改訂 ED の提案(②)を支持することが適当と考えた。
 - ✓①について:改訂 ED では、契約上のサービス・マージンは「保険契約の測定の構成要素で、企業が保険契約に基づくサービスを提供するにつれて認識する未稼得の利益を表すもの」と定義されている。当該定義に沿った形で未稼得利益を正しく示すためには、将来キャッシュ・フローの見積りの変更を将来期間にわたって反映させる必要があるため、当該方法は妥当でない。
 - ✓③について:当該方法は将来キャッシュ・フローの見積りの変更が過去分も含めた契約期間全体の利益に影響すると考えた上で、過去分を当期の純損益に反映させるアプローチであり、理論的には理解できる。しかし、保険期間が非常に長く、将来キャッシュ・フローの支払時期の多くが契約の後半となる状況において、過去に計上した損益を修正し続けるのは適切でないという指摘がある他、実務上の負担が高くなる可能性があると考えられる。

(保険契約専門委員会において提示した事務局案)

- 6. 前項を踏まえ、第3回保険契約専門委員会(9月3日開催)では次のような事務局案 を提示した。
 - 将来キャッシュ・フローの見積りの変更を契約上のサービス・マージンで調整する (アン・ロック)という改訂 ED の提案を支持する。
 - (::将来キャッシュ・フローの見積りが変更した場合も改訂 ED における契約上のサービス・マージンの定義に沿った形で未獲得利益を示すことができる。また、将来キャッシュ・フローの見積りの変更は、過去に計上した損益に影響を与えない。)

(保険契約専門委員会における主な意見)

- 7. 提示した事務局案について、第3回保険契約専門委員会(9月3日開催)において次の意見が示された。
 - 上記①では一時的な損失を認識した後、その後の期間では利益が出続ける手法なので賛成しづらい。また、③が理論的に正しいとも考えられるが、過去の損益はその当時の認識で計算したものとして考えを割り切って、事務局案(②)が実務的にもよいと思う。
 - 契約上のサービス・マージンをアン・ロックとすることに対しては反対である。
 - 事務局案(②)でよいと考えるが、利用者の立場としては、契約上のサービス・マージンの変動要因を知ることができる開示をお願いしたい。

(コメントの方向性(案))

- 8. 保険契約専門委員会における審議を踏まえ、コメントの方向性について次のとおりとすることにつきご意見をいただきたい。
 - 将来キャッシュ・フローの見積りの変更を契約上のサービス・マージンで調整する (アン・ロック)という改訂 ED の提案を支持する。

Ⅱ-2:契約上のサービス・マージンの認識パターンについて

(事務局内における検討)

- 9. 当質問のうち、「契約上のサービス・マージンの認識パターン」に関して、事務局内において次のような検討を行った。
 - 改訂 ED では、契約上のサービス・マージンの認識パターンに関して、「残存する契約上のサービス・マージンをカバー期間にわたり純損益に認識しなければならない。これは、契約に基づき提供されるサービスの残りの移転を最も適切に反映する規則的な方法で行う。」(32 項)と提案されているが、当該方法について十分に具体的に記述されていないため、判断の余地が極めて大きいことが懸念される。
 - 企業が提供するサービスを「契約期間中の保険金請求に対して企業が待機している という義務」と捉えると、契約単位では、期中の失効や解約が生じない限りは、原 則として時の経過に基づいて認識することになると考えられる。
 - 一方、ポートフォリオ単位で考えると、保険期間中に失効や解約等が生じることが 通常であり、予想保険金額の多寡や保有契約件数の増減等も加味した上でマージン を収益に認識する必要がある。
 - 実務における整合性確保の観点からは、契約上のサービス・マージンの認識パターンについて、各保険商品をその特性に基づいてグルーピングした上で、それぞれについて考慮すべき主な要因をガイダンス等で例示することが考えられる。

(保険契約専門委員会において提示した事務局案)

- 10. 前項を踏まえ、第3回保険契約専門委員会(9月3日開催)では次のような事務局案 を提示した。
 - 契約上のサービス・マージンの認識パターンについて、改訂 ED で提案されている 考え方³について、概ね支持する。
 - 但し、比較可能性を確保する観点から、契約上のサービス・マージンの認識パターンについて、各保険商品をその特性に基づいてグルーピングした上で、それぞれについて考慮すべき主な要因をガイダンスで例示することを提案する。具体的には、時の経過、保険契約において約定された保険金額(契約期間中に変動する場合)及び保有契約件数などが考えられる。

³ 「残存する契約上のサービス・マージンをカバー期間にわたり純損益に認識しなければならない。これは、契約に基づき提供されるサービスの残りの移転を最も適切に反映する規則的な方法で行う。」(改訂 ED32 項)

(保険契約専門委員会における主な意見)

- 11. 前項について、第3回保険契約専門委員会(9月3日開催)において、事務局案に反対する意見は示されなかったが、次のような意見が示された。
 - 作成者としては、契約上のサービス・マージンについて適切に開示するために、詳細な計算や償却等に関する過去のデータ管理等が必要になる。これは実務上の負荷が高いため、改訂 ED で示されている加減算による方法だけでなく、毎期再測定することにより算出するなどの簡便的な計算方法も認められるよう求めていただきたい。
 - 契約上のサービス・マージンをアン・ロックとする場合は、その計算方法について、 過去の計算履歴の保持が不要となる再測定等による方法が望ましい。具体的な方法 は検討中だが、改訂 ED で示されている方法と全く同じ計算結果となるものは難し いと考えられるため、再測定による算出が改訂 ED による計算方法の代替手段とし て認められるべきと考えられる。
 - 再測定による計算も実務上認められるべきと思うが、測定結果が損益に影響するため、改訂 ED で提案されている加減算による計算方法(30項)からの乖離が少ない方法を提示することが考えられる。
 - 将来キャッシュ・フローの見積りを変更する際に、上記②(改訂 ED 案)のとおり 過去に遡及して損益を修正しないのであれば、その償却に関して詳細な取扱いを示すべきである。これに対して現行の改訂 ED の記載内容は余りにも抽象的なため、一定のガイダンスを求める事務局案に賛成する。
 - 利用者としては、一定のガイダンスが必要であることに同意するが、企業間比較の ために詳細なガイダンスが不可欠とまでは考えていない。

(その他、次のような意見が示された。)

契約上のサービス・マージンの利息計上について、改訂 ED では当初認識時の割引率で固定して計算することになっているが(30項)、将来キャッシュ・フローの見積りの変更をしたときは、変更時点の割引率を用いるべきである。

(コメントの方向性(案))

12. 保険契約専門委員会における審議を踏まえ、コメントの方向性について次のとおりとすることについてご意見をいただきたい。

- 契約上のサービス・マージンの認識パターンについて、改訂 ED で提案されている 考え方について、概ね支持する。
- 但し、比較可能性を確保する観点から、契約上のサービス・マージンの認識パターンについて、各保険商品をその特性に基づいてグルーピングした上で、それぞれについて考慮すべき主な要因をガイダンスで例示することを提案する。具体的には、時の経過、保険契約において約定された保険金額(契約期間中に変動する場合)及び保有契約件数などが考えられる。
 - (注)保険契約専門委員会でいただいたコメントのうち、再測定による算出の妥当性、及び、利息計上に関する取扱いについては、事務局において、引き続き、検討中である。

ディスカッション・ポイント1

- 将来キャッシュ・フローの見積りの変更について契約上のサービス・マージンを調整するというコメントの方向性(案)(本資料 8 項)について、どのように考えるか。
- 契約上のサービス・マージンの認識パターンについて、各保険商品をその特性に基づいてグルーピングした上で、それぞれについて考慮すべき主な要因をガイダンスで例示することを提案するコメントの方向性(案)(本資料12項)をどのように考えるか。

Ⅲ. 質問3のコメントについて

質問 3——保険契約収益及び費用の表示

すべての保険契約について、企業が、純損益において、保険契約の構成要素の変動に関する情報ではなく、保険契約の収益及び費用を表示するならば、財務諸表が企業の財務業績を忠実に表現する目的適合性のある情報を提供するものとなることに同意するか。

同意又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような提案をするか、その理由は何か。

ⅡⅡ-1:保険契約収益等の表示方法

(事務局内における検討)

- 13. 当質問に対し、「保険契約収益等の表示方法」に関して、事務局内において次のような検討を行った。
 - 改訂 ED の考え方に基づくと、期待キャッシュ・アウトフロー(予想保険金など) が多い期間に、保険契約収益が多く配分されてしまい、企業の総額の業績を示す情報として有用とはいえない。
 - 現行基準と同様の受取保険料表示については、サービスの提供の有無に関係なく、 保険料を受け取ったタイミングで収益を認識することから、契約に基づき提供され るサービスの移転を適切に反映しているとはいえない。また、保険料の支払形態(一 時払や分割払など)によって、収益が大きく変動する点も問題である。
 - 企業が提供するサービスを「契約期間中の保険金請求に対して企業が待機しているという義務」と捉えると、企業が提供するサービスの時期と、期待キャッシュ・アウトフローの発生時期との間には相関関係がない。むしろ、本来、企業は、契約に基づき提供されるサービスの移転を最も適切に反映する方法(改訂 ED で提案されている契約上のサービス・マージンの認識パターンと同様)で収益を認識すべきと考えられる。

(保険契約専門委員会において提示した事務局案)

- 14. 前項を踏まえ、第3回保険契約専門委員会(9月3日開催)では次のとおり事務局案 を提示して検討を行った。
 - 企業の総額の業績に関する情報を何らかの方法で示すことで、理解可能性や他の企

業との比較可能性が高まると考えられるため、改訂 ED の提案のうち、保険契約収益を表示すること自体には同意する。

- ただし、企業が提供する保険サービスを「契約期間中の保険金請求に対して企業が 待機しているという義務」と捉えると、企業が提供するサービスの時期と、期待キャッシュ・アウトフローの発生時期との間には相関関係がないことから、期待キャッシュ・アウトフロー(予想保険金など)に基づいて保険契約収益を算定する改訂 ED の考え方には同意しない。
- 本来、損益計算書上の保険契約収益は、契約に基づき提供されるサービスの移転を 最も適切に反映する方法で認識すべきである。具体的な方法としては、契約上のサ ービス・マージンの認識パターンと整合的な方法で保険契約収益を各期に配分する 代替的アプローチを提案してはどうか。

(保険契約専門委員会における主な意見)

- 15. 前項について、第3回保険契約専門委員会(9月3日開催)において次のような意見が示された。
 - 事務局案は調整勘定等の点で、分かりにくいと感じられる。収益の原資は保障の対価であり、予想保険金額にあわせてこれを収益認識する改訂 ED の提示案に違和感はない。
 - 改訂 ED の既経過保険料方式について、収益性を測る観点から表示されている内容 は有用と考えられる。

(コメントの方向性(案))

- 16. 保険契約専門委員会における審議を踏まえ、コメントの方向性(案)につき次のとおりとすることにつきご意見をいただきたい。
 - 保険契約収益を表示する改訂 ED の考え方に同意する。
 - 保険契約収益の表示方法については、期待キャッシュ・アウトフロー(予想保険金など)に基づいて保険契約収益を算定する改訂 ED の提案より、契約に基づき提供されるサービスの移転を最も適切に反映する方法(契約上のサービス・マージンの認識パターンと整合的な方法)で保険契約収益を各期に配分する方法の方が妥当と考えられる。
 - しかし、上記方法によると、費用項目に調整勘定が発生してしまうことから、保険

引受に係る費用を適切に表示することができないという見解がある。このため、改訂 ED で提案されている配分方法についても、一定の理解が出来るものと考えられる。

III-2:投資要素の分離

(事務局内における検討)

- 17. 当質問に対し、「投資要素の分離」に関して、事務局内において次のような検討を行った。
 - 改訂 ED の提案では、測定上、分離する投資要素を限定しているものの、表示上は 範囲を特に限定せずに広く除外することが求められている。投資要素を除外するこ と自体には一定の合理性はあるが、改訂 ED の定義では、投資要素の範囲が極めて 広いことから、例えば、将来の保険料の前払いに相当し、保険期間が経過すれば契 約者に返済されない部分も含まれると考えられる。
 - この点をふまえ、次の3つの案を検討したが、次の理由から、③(保険契約者に係る勘定残高が明示的に区分されている契約及び貯蓄性が高い契約を表示上、除外する)を事務局から提案した。

	案	検討結果
1	測定上、分離されていない投資要素	• 前々回(8月7日)の保険契約専門委員会
	は、表示上も除外しない。	において、保険商品の中には明らかに金融
		商品と同等の貯蓄性商品が含まれているた
		め、投資要素を表示上、除外することに意
		義があるとの意見があり、同要素を表示上
		除外することは企業間比較の観点から一定
		の合理性があると考えられる。
2	保険契約者に係る勘定残高が明示的	• IASB が審議の過程で検討し、棄却された案
	に区分されている契約(変額保険や積	である。
	立保険など) については、企業が勘定	
	残高を区分して管理していることか	
	ら、表示上、除外する。	
3	保険契約者に係る勘定残高が明示的	• 前々回(8月7日)の保険契約専門委員会
	に区分されている契約に加えて、貯蓄	において、専門委員から提示された案。現
	性が高い契約(例えば、払込保険料総	行の米国会計基準をベースにした方法であ
	額を上回る解約返戻金が保険契約者	り、保険商品の特性や実務上の運用可能性

案	検討結果
に返済される保険商品)を表示上、除 外する。4	を考慮すると適当と考えられる。

(保険契約専門委員会において提示した事務局案)

- 18. 前項を踏まえ、第3回保険契約専門委員会(9月3日開催)では次の事務局案を提示して検討を行った。
 - 保険要素との相関関係が高いために測定上、分離されていない投資要素を表示上、 除外する考え方自体は理解できるものの、改訂 ED の提案では、対象範囲が極めて 広く、例えば、将来の保険料の前払いの部分まで含まれることに違和感がある。し たがって、何らかの方法で対象範囲を限定することが必要と考えられる。
 - 保険商品の特性や実務上の運用可能性を考慮すると、③ (保険契約者に係る勘定残高が明示的に区分されている契約及び貯蓄性が高い契約を表示上、除外する)が適当と考えられ、こうした提案をしてはどうか。

(保険契約専門委員会における主な意見)

- 19. 前項について、第3回保険契約専門委員会(9月3日開催)において次の意見が示された。
 - 現行の受取保険料ベースのトップライン表示には分析にあたって限界を感じているので、保障性商品と投資性商品を分離して情報提供されることは有用である。
 - 事務局案(③)により示される保険契約収益について、保険契約者への説明が難しい。 作成者としては、測定と表示が整合している方が望ましいと考えており、保険要素 と関連性のない要素を測定上、分離する段階で何か良いアイディアはないものか、 考えている。
 - 全ての投資要素を除くことは実務上の負荷が高く、得られる効用も少ないので、米 国会計基準ベースの事務局案(③)に賛成する。
 - 投資要素をどのように分離するのか、難しいところ。例えば、投資要素が大きい商品は要約マージン・アプローチで表示するなどの方法が考えられる。

⁴ 現行の米国会計基準においても、類似した方法で投資要素に相当する部分が表示上、除外されている。

- IASB と FASB とのコンバージェンスを想定すると、FASB は投資要素を分離しない方式は認めないと思われるため、現行の米国会計基準をベースとすることは妥当と思われる。
- 改訂 ED では、保険契約の定義に該当しないものを除外し、区別できる投資要素を 測定上、分離したうえで、更に投資要素を表示において除くという三重の対応が必 要である。それよりも保険要素と関連のない要素を分離する段階で、事務局の提示 案(③)と同等の結果が得られるようにしたほうが分かりやすいのではないか。

(コメントの方向性(案))

- 20. 保険契約専門委員会における審議を踏まえ、コメントの方向性につき次のとおりとすることにつきご意見をいただきたい。
 - 保険商品の特性や実務上の運用可能性を考慮し、保険契約者に係る勘定残高が明示 的に区分されている契約及び貯蓄性が高い契約に限って、表示上、除外することを 提案する。
 - (注)保険契約について、認識・測定と表示という2段階で投資要素を区分する方法によらず、認識・測定の段階での区分(アンバンドリング)を改善する方法については、事務局において、引き続き、検討中である。

ディスカッション・ポイント2

- 保険契約収益の表示に関するコメントの方向性(案)(本資料 16 項)について、どのように考えるか。
- 投資要素に関するコメントの方向性(案)(本資料 20 項)について、どのように考えるか。

Ⅳ. 質問 4 のコメントについて

質問 4——純損益における金利費用

下記のようにして、引受業績の影響を割引率の変更の影響と区分することを企業に要求することによって、財務諸表が企業の財務業績を忠実に表現する目的適合性のある情報を提供するものとなることに同意するか。

- (a) 純損益において、契約が当初に認識された日に適用された割引率を用いて算定した金利費用を認識する。基礎項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想されるキャッシュ・フローについて、当該リターンの変動が当該キャッシュ・フローの金額に影響を与えると企業が予想している場合には、企業は当該割引率を更新しなければならない。
- (b) 下記の両者の差額を、その他の包括利益に認識する。
 - (i) 報告日現在で適用した割引率を用いて測定した保険契約の帳簿価額
 - (ii) 契約が当初に認識された日に適用された割引率を用いて測定した保険 契約の帳簿価額。基礎項目に対するリターンに直接対応して変動すると 予想されるキャッシュ・フローについて、当該リターンの変動が当該キャッシュ・フローの金額に影響を与えると企業が予想している場合に は、企業は当該割引率を更新しなければならない。

同意又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような提案をするか、その理由は何か。

(事務局内における検討)

21. 当質問に対するコメントの方向性(案)については、事務局内において次のとおり検討を行った。

論点	検討内容
割引率の変	割引率の変動に起因する保険負債の再測定差額のみを OCI に表示する考え方
動の影響を	については、次の点から、概ね合理的と考えられる。
OCI に表示	• 期末における保険者の財政状態を適正に表示する観点からは、保険負債の
すべきか	測定において期末の金利を参照した割引率を使用することが適切と考えら
	れる。しかし、割引率の変動による影響は、将来キャッシュ・フローの額
	と直接的な関係がなく、保険者の引き受け及び投資の業績の評価と直接的
	な関係がないと考えられる。

論点	検討内容
論点	保険者の比較的長期にわたる事業モデルを念頭においた場合、短期的な金 利水準の変動による割引率の変動は、保険者の長期的な業績とは直接の関 係がないと考えられる。また、割引率に関連する保険負債の再測定差額の 変動は時の経過に応じて巻き戻される性質があると考えられる。このため、 割引率の変動に起因する保険負債の再測定差額を当期純損益に認識することは、保険者の業績を歪めてしまう可能性があるため、区分して明確な表示を行うべきと考えられる。
	 金利費用について、保険負債の期間にわたって契約当初の割引率を用いて 測定する考え方は、IAS 第 39 号「金融商品:認識及び測定」の実効金利の アプローチと整合的である。 保険者は資産を償却原価又は FV-OCI で測定しているケースが多く、割引率 の変動の影響を当期純損益に表示した場合、当期純損益において会計上の ミスマッチが生じることが多いと考えられる。
OCI の表示 を要求すべ きか	割引率の変動に起因する再測定差額は、保険者の比較的長期にわたる事業モデルを前提とすると重要になることが想定される。このため、経済的実体を適切に描写するとともに、企業間の比較可能性を維持する観点からは、OCIで表示する旨について要求されるべきと考えられる。
会計上のミ スマッチへ の対応	保険者がデリバティブ(金利スワップ等)を用いて ALM 管理を行っている等の場合、経済的な対応関係に係らず、会計上のミスマッチが生じる可能性がある。このため、保険負債の再測定差額のうち割引率の変動に起因する部分について、当期純利益に表示することによって会計上のミスマッチが削減又は大幅に縮小することが見込まれる場合、当期純利益に表示する旨を要求することが考えられる。
リサイクリ ングについ て	改訂 ED の提案では、割引率の変更の影響は自動的に巻き戻されると述べられている。これは、IFRS 第9号「金融商品」における OCI を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の説明(満期まで保有する場合、OCI に認識された公正価値の変動部分が満期時点でゼロとなる)と整合的である。 IASB では、このような保険負債に係る割引率の変更の影響の動きをリサイクリングとは称さず、改訂 ED では「時とともに巻き戻される(unwind over time)」、IASBの審議過程では「自然に戻される(naturally reverse)」という表現を使用している。

論点	検討内容
その他	IASB による審議では、損失認識テスト ⁵ (loss recognition test)を行い、必
	要と認められた場合に、OCI から当期純損益への振替を行うべきか否かにつ
	いて検討されていた。損失認識テストは純損益に認識するタイミングを早め
	ることで、投資家に保険者の状況についてシグナルを与えることに寄与する
	という考え方がある。しかし、損失認識テストによって OCI から当期純損益
	への振替を行う場合、その後の期間において、金利費用及び当期純損益に歪
	みが生じることになると考えられる。このため、損失認識テストは、不要と
	考えられる。

(保険契約専門委員会において提示した事務局案)

- 22. 前項を踏まえ、第3回保険契約専門委員会(9月3日開催)では次のとおり事務局案 を提示して検討を行った。
 - 金利変動による影響のうち、割引率の変動に起因する保険負債の再測定差額について、0CI に表示することを要求すべきと考える。また、金利感応度の高いキャッシュ・フローを含む契約についても、割引率の変動に起因する保険負債の再測定差額のみを 0CI に表示すべきと考える。(改訂 ED 提示案を支持)
 - 但し、割引率の変動に起因する保険負債の再測定差額を当期純利益に表示することによって、会計上のミスマッチが削減又は大幅に縮小することが見込まれる場合、 当該再測定差額について当期純利益に表示することを要求すべきと考える。

(保険契約専門委員会における主な意見)

- 23. 前項について、第3回保険契約専門委員会(9月3日開催)において次の意見が示された。
 - 事務局の提案に賛成である。各保険会社の事業モデル・リスク管理に整合的な会計 処理をできるようにすべきと考える。
 - (恣意的な操作ができないよう)ポートフォリオのうちミスマッチが生じるデリバティブ分について指定のうえ、管理するツールが必要である。
 - 逆ザヤで破たんした会社があることや金利のボラティリティを保険会社がコント

⁵ 資産のリターンが予想よりも低く、負債の割引率が契約当初の段階でロックインされている場合、保険者は将来においてマイナスの金利マージンを認識することになる。損失認識テストは、こうした状況において、OCI から純損益に振替を行うことを意図するもの。

ロールできることを踏まえると、負債の金利変動を純損益に表示することについて問題視しない。それよりも金利変動の結果、将来キャッシュ・フローが変動した場合、その影響を OCI と純損益に分けて管理することが煩雑である。また開示に際しても分かりにくくなる。そのため、OCI 表示を要求するのではなく、オプションとすべきである。

(コメントの方向性(案))

- 24. 保険契約専門委員会における審議を踏まえ、コメントの方向性につき次のとおりとすることにつきご意見をいただきたい。
 - 金利変動による影響のうち、割引率の変動に起因する保険負債の再測定差額について、0CI に表示することを要求すべきと考える。なお、金利感応度の高いキャッシュ・フローを含む契約についても、割引率の変動に起因する保険負債の再測定差額のみを 0CI に表示すべきと考える。(改訂 ED 提示案を支持)
 - 但し、割引率の変動に起因する保険負債の再測定差額を当期純利益に表示することによって、会計上のミスマッチが削減又は大幅に縮小することが見込まれる場合、当初認識時に当該関係を指定することを条件として、当該再測定差額について当期純利益に表示することができるようにすべきという意見もあるため、事務局において、引き続き、検討中である。

ディスカッション・ポイント3

● 割引率の変動に起因する保険負債の再測定差額に関するコメントの方向性 (案)(本資料 24 項)についてどのように考えるか。

V. FASB 会計基準更新書案「保険契約」質問 22 のコメントについて

FASB 会計基準更新書案「保険契約」

質問 22: (全員)

本ガイダンス案に含まれているような一つのマージン・アプローチを用いることを支持するか。それとも明示的なリスク調整と契約上のサービス・マージン(IASB が提案するような)を支持するか。見解の理由を述べよ。

- 25. 本件は、FASB と IASB が長年にわたり見解を異にする点である。FASB は、マージンのなかにリスク調整部分を含めている(1マージン)。一方、IASB は、リスク調整と契約上のサービス・マージンを別個に計算することを求めている(2マージン)。
- 26. 事務局では、リスク調整について次のとおり論点を整理した。

論点	内容
性質	• 実際のキャッシュ・アウトフローが、平均値で測定される予想値か
	ら乖離するリスク。
	• 統計上の偏差に対応。
保険料のプライシ	• 偏差(リスク調整)の大小に応じて保険料が決まる。
ング	
リスク調整の変動	• 多くの場合、リスク調整に相当する部分は企業に帰属することにな
パターン	ると考えられる。
損益への貢献	• 保険契約が終了すれば、Zero となる。
	• その減少度合いは、リスクの態様に応じて、種々なパターンがある
	と考えられる。
一般の負債の測定	• リスク調整に相当するものは、キャッシュ・アウトフローの見積り、
との対比	又は、割引金利のなかに非明示的に取り込まれている。

1マージンか2マージンか

(事務局内における検討)

27. 事務局としては、基本的に、①リスク調整の残高又は各期の変動額(減少パターン) に係る情報は、保険会社が晒されている保険リスクを描写する有用な情報と考えられること、②リスク調整とサービス・マージンでは、損益の認識パターンも異なってくることを重視して、IASB 案「リスク調整を明示的に取り扱う(2マージン)」 に支持することでどうか。

28. 2010 年の IASB ED に対して、ASBJ は、1マージンを支持するとのコメントを提出している。その理由は、主として、①信頼性をもってリスク調整を見積もることが困難なこと、及び、②使用されるリスク調整技法の違いやパラメータの違いによって比較可能性が損なわれる点を挙げている(この他に、③1マージンでは、契約当初の不利な契約テストにおいて、マージンが考慮されないことになるが、これは収益認識の公開草案と整合的であることを理由に挙げていた)。

(保険契約専門委員会において提示した事務局案)

- 29. 今般の検討においても、我々は、測定の信頼性や保険者が用いるパラメータの相違によって比較可能性が確保されない可能性が、引き続き懸念されていることは認識している。しかしながら、事務局では、次の点を考慮して、今回のコメントにあたっては、2マージンを支持することを考えている。
 - ① リスク調整の残高又は各期の変動額(減少パターン)に係る情報は、保険会社 が晒されている保険リスクを描写する有用な情報と考えられること
 - ② リスク調整と契約上のサービス・マージンとで性質が異なることから、あるべき損益の認識パターンが異なること
 - ③ 測定の信頼性や比較可能性に関する懸念は、開示によって一定程度補うことが可能と考えられること

(保険契約専門委員会における意見)

- 30. 事務局案について、第3回保険契約専門委員会(9月3日開催)において次の意見が示された。
 - 事務局案を支持する意見が示された(反対する意見はなかった)。
 - リスク調整は、将来キャッシュ・フローの不確実性を表したものであり、この解放 に従って利益を解放され、2 マージンで認識することに合理性はある。なお、リス ク調整の算定(リスクの定量)について各社でバラつきがないように、ガイダンスを 準備することも必要と考えられる。
 - IASB の定義では、リスク調整は資本コストに相当するものと認識しており、契約上のサービス・マージンと資本コストなど、明確に分けられるものは分けて認識すべきと考えており、2マージンを支持する。なお、リスク調整と契約上のサービス・マージンの収益認識パターンについて、保険契約者にとっての不確実性を保険者に移転することによりサービスを提供していると整理すると、同一のパターンとなる

ことも想定できる。

• 2010年EDに対して1マージンを支持していたコメントとの関係について、説明が不足している。1マージンを支持する理由の1つとして挙げていた、本資料 28 項の③に関しても、意見を変更するにあたり説明が必要である。

(コメントの方向性(案))

- 31. 保険契約専門委員会における審議を踏まえ、コメントの方向性につき次のとおりとすることにつきご意見をいただきたい。
 - 明示的なリスク調整と契約上のサービス・マージンを区別するアプローチ(IASB が 提案する 2 マージン)を支持する。

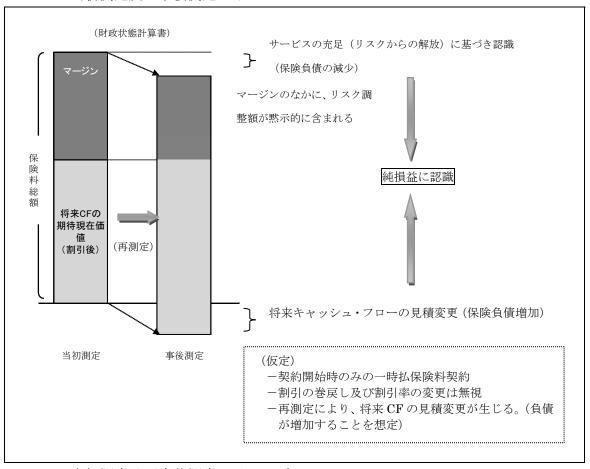
ディスカッション・ポイント4

● IASB が提案する 2 マージンを支持するコメント方向性(案)(本資料 31 項)に ついて、どのように考えるか。

以上

(参考) IASB ED との比較

<FASB 当初測定及び事後測定のイメージ>



<IASB 当初測定及び事後測定のイメージ>

